
令和7年大和町議会9月定例会議会議録

令和7年9月5日（金曜日）

応招議員（16名）

1番	本田 昭彦君	9番	馬場 良勝君
2番	佐野 瑠津君	10番	今野 信一君
3番	宮澤 光安君	11番	渡辺 良雄君
4番	平渡 亮君	12番	楢田 雅之君
5番	櫻井 勝君	13番	堀籠 日出子君
6番	森 秀樹君	14番	大須賀 啓君
7番	佐々木 久夫君	15番	児玉 金兵衛君
8番	犬飼 克子君	16番	今野 善行君

出席議員（16名）

1番	本田 昭彦君	9番	馬場 良勝君
2番	佐野 瑠津君	10番	今野 信一君
3番	宮澤 光安君	11番	渡辺 良雄君
4番	平渡 亮君	12番	楢田 雅之君
5番	櫻井 勝君	13番	堀籠 日出子君
6番	森 秀樹君	14番	大須賀 啓君
7番	佐々木 久夫君	15番	児玉 金兵衛君
8番	犬飼 克子君	16番	今野 善行君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長	浅野俊彦君	健康推進課長	大友徹君
副町長	千葉喜一君	農林振興課長	阿部晃君
教育長	八巻利栄子君	商工観光課長 兼企業立地 推進室長	星正己君
代表監査委員	内海義春君	都市建設課長	江本篤夫君
総務課長兼 危機対策室長	児玉安弘君	上下水道課長	亀谷裕君
まちづくり 政策課長	遠藤秀一君	会計管理者 兼会計課長	丹野俊宏君
財政課長	佐々木克敏君	教育総務課長	菊地康弘君
税務課長	青木朋君	生涯学習課長	浪岡宜隆君
町民生活課長	吉川裕幸君	税務課 徴収対策室長	阿部友紀君
子ども家庭課 長兼子ども家庭センター長	小野政則君	公民館長	村田晶子君
福祉課長	早坂基君		

事務局出席者

議会事務局長	村田充穂	次長	相澤敏晴
主事	佐藤みなみ		

議事日程〔別紙〕

本日の会議に付した事件〔日程と同じ〕

議 長 (今野善行君)

皆様おはようございます。

若干早いんありますが、皆さんおそろいでありますので本会議を再開したいと思います。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 「会議録署名議員の指名」

議 長 (今野善行君)

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、6番森 秀樹君及び7番佐々木久夫君を指名します。

日程第 2 「認定第 2号 令和6年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について」

日程第 3 「認定第 3号 令和6年度大和町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について」

日程第 4 「認定第 4号 令和6年度大和町宮床財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」

日程第 5 「認定第 5号 令和6年度大和町吉田財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」

日程第 6 「認定第 6号 令和6年度大和町落合財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」

日程第 7 「認定第 7号 令和6年度大和町奨学事業特別会計歳入歳出決算の認定について」

日程第 8 「認定第 8号 令和6年度大和町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」

日程第 9 「認定第 9号 令和6年度大和町吉岡西部土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について」

日程第10 「認定第10号 令和6年度大和町下水道事業会計歳入歳出決算の認定について」

日程第11 「認定第11号 令和6年度大和町水道事業会計歳入歳出決算の認定について」

議長 (今野善行君)

日程第2、認定第2号 令和6年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定についてから日程第11、認定第11号 令和6年度大和町水道事業会計歳入歳出決算の認定についてまでを一括議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。町民生活課長吉川裕幸君。

町民生活課長 (吉川裕幸君)

おはようございます。本日もよろしくお願ひいたします。

それでは、議案書43ページをお願いいたします。

認定第2号でございます。

令和6年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

地方自治法第233条第3項の規定によりまして、令和6年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付しまして議会の認定をお願いするものでございます。

決算書は226ページからとなります。

成果に関する説明書は136ページから138ページをご参照願います。

それでは、決算書232ページをお願いいたします。

歳入でございます。

1款1項国民健康保険税でございます。

1目、2目合わせました調定額は4億7,156万5,655円。収入済額は4億626万9,634円となり、徴収率は86.8%となっております。現年度分徴収率は94.7%。滞納繰越分徴収率は1目、2目合わせまして24.7%となっております。

234ページをお願いいたします。

2款使用料及び手数料は督促手数料でございます。

3款1項1目国庫補助金は、マイナ保険証一体化に係りますシステム改修に伴う補助金及びマイナ保険証一体化周知に係ります補助金でございます。

4款1項1目保険給付費等交付金は、県からの各種交付金となり、調定額どおりの収入済額となっております。

236ページをお願いいたします。

5款1項1目利子及び配当金は、国保財政調整基金等の利子。

6款1項1目は、保険基盤安定人件費等の一般会計繰入金でございます。

238ページをお願いいたします。

2項は財源調整として財政調整基金繰入金でございます。

7款は前年度からの繰越金。

8款は延滞金、被保険者等からの返納金でございます。

続きまして、歳出でございます。

242ページをお願いいたします。

1款1項1目は一般管理費となり、10節は事務用品、コピ一料、参考図書代の消耗品費、保険証、予算書、決算書等の印刷代。11節は保険証等郵送料、高額療養費振込手数料。12節は保険者事務共同電算処理、レセプト点検業務、システム運用保守点検業務、マイナ保険証一体化に係りますシステム改修委託料でございます。2目国民健康保険団体連合会負担金は、国保連の運営に要する市町村負担金でございます。

2項1目賦課徴収費は、国保税の賦課徴収事務に要した費用でございます。

243ページをお願いいたします。

10節は事務用品及び納税通知書の印刷代。11節は郵送料、コンビニ納付、口座振替等に係ります手数料。12節は納税通知書等発送業務の委託料でございます。

3項1目は国保運営協議会に要した費用でございます。

1節及び8節は国保運営協議会委員の報酬及び費用弁償でございます。10節は事務用品代、参考図書代、会議時お茶代。11節は郵送料でございます。

2款1項1目から246ページ、3目までの療養費は、医療費の保険者負担分に係ります負担金でございます。

5目審査手数料は国保連へのレセプト審査手数料でございます。

2項1目から248ページ、3目までの高額療養費は、被保険者及び国保連への負担金でございます。

4項出産育児諸費は、出産費用に係ります負担金及び支払い事務に係る委託料でございます。

250ページをお願いいたします。

5項葬祭費は、葬儀費用に係ります助成金でございます。

3款は国保事業の県単位化による負担金でございます。

以上でございます。

議長 (今野善行君)

健康推進課長 大友 徹君。

健康推進課長 (大友 徹君)

続きまして、4款1項1目保健衛生普及費でございます。

保健衛生普及費は、後発医薬品の普及啓発、特定保健指導、健康講演会等の事業に要した費用でございます。

主要な施策の成果に関する説明書138ページとなりますので併せてご参照願います。

1節は健康講演会、特定健診で健診結果に所見があった方に対する保健指導などに従事いたしました保健師等の会計年度任用職員の報酬でございます。7節は健康講演会の講師謝金、賞賜金は健康講演会参加者への経費、特定保健指導を修了された方に対する達成記念品の購入費用でございます。8節は会計年度任用職員の通勤手当でございます。10節は特定保健指導や健診有所見者に対する訪問指導時に使用いたしました啓発教材パンフレット代のほか、健康講演会の際、提供いたしました試食の食材代、医療費通知の封筒、ジェネリック医薬品普及啓発シールの印刷に要した費用でございます。11節は医療費通知等の郵便料及び腎症重症化予防事業で医師の保健指導指示書を作成に要する手数料でございます。12節は国保連合会に対する医療費やジェネリック医薬品差額通知書の作成業務及びジェネリック医薬品差額通知コールセンター業務の委託料のほか、特定保健指導、特定保健指導予備軍に対する動機づけサポート業務などの委託料でございます。

254、255ページをお願いをいたします。

13節は保健事業分析ツールの使用料でございます。

続きまして、2項1目特定健康診査等事業費でございます。特定健康診査等事業費は、国保加入者40歳から74歳までの方を対象とする特定健康診査、健診の受診率向上対策の実施に要した費用でございます。10節は特定健診受診券、発送用封筒の印刷代でございます。11節は健診の通知や結果の郵送料、特定健診を個別医療機関で受診する際の受診券発行に要する手数料でございます。12節は特定健診業務、特定健診未受診者に対する受診率向上支援業務、特定健診データ管理業務などに係ります業務委託料でございます。

4款は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

議長 (今野善行君)

町民生活課長吉川裕幸君。

町民生活課長 (吉川裕幸君)

続きまして、5款1項1目財政調整基金積立金は、基金利子分を財政調整基金へ積立したものでございます。

6款諸支出金は、過年度分の国保税還付及び還付加算金、保険給付費等交付金の精算による返還金でございます。

歳出は以上でございます。

258ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。

歳入総額23億6,559万8,000円。歳出総額23億3,100万2,000円。翌年度に繰り越すべき財源はございませんので、3、歳入歳出差引額及び5、実質収支額は3,459万6,000円でございます。実質収支額のうち、地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額は1,800万円でございます。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

議長 (今野善行君)

福祉課長早坂 基君。

福祉課長 (早坂 基君)

議案書44ページをお願いいたします。

認定第3号 令和6年度大和町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和6年度大和町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付しまして議会の認定をお願いするものでございます。

議案書263、264ページをお願いいたします。

歳入でございます。

1款保険料1項1目第1号被保険者保険料でございます。

収入済額5億2,122万5,350円となりまして、調定対比は98.85%となっております。
収入未済額につきましては、449万9,623円となっております。

次に、2款使用料及び手数料の1項1目は督促手数料でございます。

3款国庫支出金の1項1目介護保険給付費は、介護給付費の法定負担分の国庫負担金でございます。

1節は現年分といたしまして交付された負担金でございます。

265、266ページをお願いいたします。

2項1目調整交付金は介護給付費の法定負担分の交付金でございます。

2目地域支援事業交付金は、介護予防事業に係る交付金でございます。

3目被保険者機能強化推進交付金と4目保険者努力支援交付金につきましては、高齢者の自立支援、重度化防止に向けた取組に対する国からの交付金でございます。

4款支払基金交付金の1項1目介護給付費負担金及び2目地域支援事業支援交付金は、介護給付費及び地域支援事業の法定負担分といたしまして、社会保険診療報酬支払基金からの交付金でございます。

267、268ページをお願いいたします。

5款県支出金1項1目介護給付費負担金は、介護給付費の法定負担分の県負担金でございます。

3項1目地域支援事業交付金は、介護予防事業及び包括的支援事業、総合相談事業等に係ります県補助金でございます。

269、270ページをお願いいたします。

6款財産収入の1項1目利子及び配当金は、財政調整基金からの利子でございます。

7款繰入金1項1目一般会計繰入金の1節は、介護給付費の法定繰入金でございます。2節は職員給与費等の繰入金でございます。3節は事務費分の繰入金でございます。4節は地域支援事業の介護予防事業に係る繰入金でございます。5節は低所得者の保険料軽減に係る繰入金でございます。同じく2項1目財政調整基金繰入金の1節は、基金への繰入金でございます。

271、272ページをお願いいたします。

8款繰越金1項1目繰越金につきましては、令和5年度からの繰越金でございます。

9款諸収入1項1目は、第1号被保険者延滞金につきましては、介護保険料の滞納繰越分納入に係ります延滞金でございます。

273、274ページをお願いいたします。

同じく3項4目雑入でございますが、任意事業の配食サービス等の利用者負担分、

要介護認定調査料でございます。

歳入は以上でございます。

続きまして、歳出でございます。

275、276ページをお願いいたします。

主要な施策の成果に関する説明書139ページからご参照をお願いいたします。

1款総務費 1項1目一般管理費でございますが、介護保険事業運営に要しました人件費、事務費、維持運営費等でございます。10節は事務用品プリンタートナーカートリッジ等の消耗品費、介護保険限度額認定証及び封筒の印刷代でございます。11節は介護関連通知に係る郵便代。12節は介護保険限度額認定証更新業務及び介護保険関係システム保守料に要した費用でございます。18節は認知症の人と家族の会宮城県支部への負担金及び国保連合会との高速回線に係りますライセンス料としての負担金でございます。24節は介護保険財政調整基金への積立てを行ったものでございます。

277、278ページをお願いいたします。

同じく2項1目賦課徴収費でございます。

10節は事務用品の消耗品費、保険料納入通知書の印刷代でございます。11節は納付通知書の郵送料及び口座振替、コンビニ収納事務に要した手数料でございます。12節は介護保険料発送業務に係る委託料でございます。

3項1目認定調査等費の7節及び8節は、介護認定調査に係ります調査員8名への報償費及び交通費でございます。10節は事務用品、コピーライド、公用車2台分の燃料代、福祉課返信用封筒の印刷代及び公用車車検時の修理代に要した費用でございます。11節は主治医意見書等の郵便代のほか、要介護認定更新支援処理の共同処理、主治医の意見書作成、公用車の車検時の手数料及び雇用者の保険料に要した費用でございます。12節は町外施設入所者の要介護認定調査に係ります委託料。13節は介護認定調査時の駐車場代でございます。18節は介護認定審査会の運営経費といたしまして、黒川行政事務組合への負担金でございます。

279、280ページをお願いいたします。

26節は公用車の重量税でございます。

4項1目計画策定委員会費の1節、8節につきましては、介護保険運営委員会を2回開催した際の委員14名への報酬費、費用弁償に要した費用でございます。

2款保険給付費は、介護サービスの実績に基づく給付負担金でございます。

1項1目居宅介護サービス給付費の18節は、居宅介護費及び住宅改修費、福祉用具

購入費等に係ります給付費負担金でございます。

2目施設介護サービス給付等費の18節は、介護老人福祉施設、介護老人保健施設等への給付費負担金でございます。

281、282ページをお願いいたします。

3目居宅介護サービス計画等費の18節は、ケアプラン作成等に伴います給付費負担金でございます。

4目地域密着型介護サービス給付等費の18節は、グループホーム及び通所サービスに係ります給付負担金でございます。

同じく2項1目高額介護サービス等費の11節は、郵便料金及び高額介護サービス支給共同処理に係ります国保連合会へ支出した手数料でございます。18節は高額介護サービス費の支給と高額介護給付費を国保連合会へ支出した負担金でございます。

2目高額医療合算介護サービス費は、高額医療費介護サービスの個人負担が一定の割合を超えた方に対しまして、給付費の負担を行ったものでございます。

283、284ページをお願いいたします。

3項1目介護予防サービス給付等費及び2目介護予防サービス計画給付費等費の18節は、要介護認定の要支援1、2の方への介護予防サービスに係ります給付費負担金でございます。

4項1目特定入所者介護サービス等費の18節は、特定入所者介護等の給付費で、入所者の居住費、食費に係ります給付費の負担金でございます。

5項1目審査支払手数料の11節は、介護給付費の審査手数料でございます。

285、286ページをお願いいたします。

続きまして、3款1項1目第1号被保険者還付加算金の22節は、第1号被保険者への還付金でございます。

2目償還金の22節につきましては、令和5年度介護給付費負担金及び地域支援事業支援交付金の交付額確定に伴います国、県への返還金でございます。

4款地域支援事業費は、介護予防・生活支援サービス事業費に要しました費用でございます。

1項1目介護予防・生活支援サービス事業の18節は、介護予防、訪問介護、通所介護サービスに係ります給付費でございます。

2目介護予防ケアマネジメント事業費の18節は、介護予防支援に係ります介護予防ケアマネジメント業務及び給付費の負担金でございます。

2項1目一般介護予防事業費は、介護予防普及啓発事業、地域介護予防活動支援事

業に要しました費用でございます。7節は、各行政区の生き生きサロンなどにおきます介護予防出前講座及び生き生きサロン楽楽ステップアップ講座、ボランティア研修会の際の講師謝礼でございます。

287、288ページをお願いいたします。

10節は、健康貯筋友の会事業に伴います事務用品等でございます。

同じく3項1目総合相談支援事業費につきましては、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活が送れるよう相談、実態把握等に要する事業費でございます。7節は高齢者虐待のケース会議に伴います有識者、スーパーバイズの助言への謝金でございます。

3項2目権利擁護事業につきましては、困難な状況にある高齢者が地域において尊厳ある生活を維持し、安心して暮らすことができるよう専門的、継続的な視点から高齢者の権利擁護の必要な支援に要する費用でございます。7節は、高齢者虐待防止等に対応するための高齢者虐待対応実務者会議時の弁護士等への謝礼等でございます。10節は高齢者虐待対応実務者会議開催時のお茶代。12節は高齢者・障害者虐待対応連絡協議会への業務委託料でございます。

3目包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費は、地域包括支援センターと連携調整をいたしまして、ケアマネジメント支援事業に要しました費用でございます。

2節から4節につきましては、事務補助員のフルタイム会計年度任用職員の人事費となってございます。

289、290ページをお願いいたします。

10節はコピー料等の消耗品費でございます。12節は地域包括支援センター運営業務に係ります委託料でございます。13節につきましては地域包括支援センターシステムハードウェアの賃借料でございます。

4目生活支援体制整備事業費の10節は、生活支援体制整備事業に要した事務用品及び各地区で開催をいたしました意見交換会時のお茶代でございます。11節は意見交換会開催案内等の郵便代。12節は社会福祉協議会への生活支援コーディネーター業務の委託料となってございます。

5目認知症総合支援事業費の7節は、一般住民向けに認知症の理解を深めてもらうためのオレンジランプ上映会時の認知症当事者の舞台挨拶の謝礼。10節はアルツハイマー月間、啓発の資材代、高齢者の生活お役立ちガイドブックの印刷代でございます。11節は認知症サポートフォローアップ研修開催案内の郵便代でございます。

291、292ページをお願いいたします。

同じく4項1目任意事業費につきましては、配食サービス事業及びあんしんコールセンターサービス事業等に要した費用でございます。7節はあんしんコールセンター協力員への謝金でございます。10節は認知症サポーター養成講座資料代。11節は成年後見人町長申立てに係ります切手郵便代及びそれに係ります診断書作成手数料、印刷代でございます。12節は配食サービス事業及びあんしんコールセンターサービス事業に係ります業務の委託料でございます。13節はあんしんコール機器借上料でございます。19節は成年後見制度利用支援報酬に対する助成支援の費用となってございます。

同じく5項1目支払審査手数料の11節は、国保連合会への総合事業費審査支払手数料でございます。

5款予備費1項1目予備費につきましては、予備費を計上したものでございます。

歳出は以上でございます。

293ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。

歳入総額23億5,420万7,000円、歳出総額22億8,822万3,000円、歳入歳出差引額6,598万4,000円、実質収支額6,598万4,000円でございます。実質収支額のうち、地方自治法第233条の2の規定によります基金への繰入額を3,300万円としたところでございます。

以上でございます。よろしくお願ひします。

議長 (今野善行君)

財政課長佐々木克敏君。

財政課長 (佐々木克敏君)

続きまして、議案書の45ページをお願いいたします。

認定第4号 令和6年度大和町宮床財産区特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

地方自治法の規定によりまして、別紙監査委員の意見を付して議会の認定をお願いするものでございます。

決算書につきましては、298ページでご説明をさせていただきます。

成果に関する説明につきましては、147ページをご参照願います。

初めに、歳入でございます。

1款1項1目財産貸付収入1節は、宮床生産森林組合への土地貸付収入でございます。

2目利子及び配当金につきましては、財産造成基金の利子でございます。

2項1目不動産売払収入につきましては、立ち木売払収入でございます。

2款繰入金は、財源調整のための基金からの繰入れでございます。

3款繰越金は、前年度からの繰越金です。

300ページをお願いいたします。

歳入合計、予算現額1,175万1,000円。収入済額1,175万4,450円であります。

302ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款1項1目管理会費につきましては、管理員7名に対する報酬等で、1節は委員報酬、8節は管理会及び協議会の費用弁償、9節は会長交際費です。

2款1項1目一般管理費では、10節はコピー料金代、会議時のお茶代のほか予算書及び決算書の印刷代、電気料。11節は支出はありませんでした。12節は用務員業務に係る委託料です。18節は分収造林に係る収益分を地元の難波地区組合との分収契約に基づき100分の5を地区へ支払ったものであります。

2目財産管理費12節は、作業道刈り払い及び林道管理巡視業務の委託料。18節は町林業地域振興協議会、県水源林造林協議会への負担金となります。

304ページをお願いいたします。

3目諸費18節は町財産区連絡協議会負担金、27節は成果に関する説明書147ページに記載しております団体に対する助成のため、一般会計へ繰り出しを行ったものであります。

以上、歳出合計、予算現額1,175万1,000円。支出済額1,047万5,926円であります。

306ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。

歳入総額1,175万4,000円、歳出総額1,047万6,000円、翌年度への繰越しする財源はございませんので、3の歳入歳出差引額と5の実質収支額はともに127万8,000円でございます。

宮床財産区特別会計は以上でございます。

続きまして、議案書の46ページをお願いいたします。

認定第5号 令和6年度大和町吉田財産区特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

地方自治法の規定によりまして、別紙監査委員の意見を付して議会の認定をお願いするものでございます。

決算書につきましては、311ページをお願いいたします。

成果に関する説明書は、148ページをご参照願います。

初めに、歳入でございます。

1款1項1目1節は、吉田愛林公益会及び東北電力への土地貸付けによる収入でございます。

2目利子及び配当金は、財産造成基金への利子。

2項1目不動産売払収入1節、2節はございませんでした。

2款繰入金は、財源調整のための財産造成基金から繰入れを行ったものでございます。

3款繰越金は前年度からの繰越金です。

313ページをお願いいたします。

4款1項1目森林研究・整備機構支出金は、檀ノ下地区の間伐に対し交付されたものです。

以上、歳入合計は予算現額291万7,000円、収入済額291万6,047円であります。

315ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款管理会費につきましては、管理委員7名に対する報酬等で、1節は管理委員への報酬、8節は管理会及び協議会時の費用弁償、9節は会長交際費でございます。

2款1項1目一般管理費では、10節は予算書、決算書の印刷代です。11節は支出はありませんでした。

2目財産管理費でございます。11節は森林災害保険料、12節は委託料は支出がございませんでした。18節は町林業地域振興協議会、県水源林造林協議会への負担金です。

3目森林研究・整備機構分取造林管理費、12節は檀ノ下の間伐事業による費用でございます。

317ページをお願いいたします。

4目18節は町財産区連絡協議会への負担金。27節は説明書148ページに記載しております団体に対する助成のため、一般会計へ繰り出しを行ったものでございます。

以上、歳出合計、予算現額291万7,000円。支出済額267万8,956円であります。

319ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。

1、歳入総額291万6,000円、2、支出総額267万9,000円、翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、3の歳入歳出差引額及び5の実質収支額はそれぞれ23万7,000円でございます。

吉田財産区特別会計は以上でございます。

続きまして、議案書の47ページをお願いいたします。

認定第6号 令和6年度大和町落合財産区特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

地方自治法の規定によりまして、別紙監査委員の意見を付して議会の認定をお願いするものでございます。

決算書は324ページをお願いいたします。

成果に関する説明書につきましては、149ページをお願いいたします。

初めに、歳入でございます。

1款1項1目財産貸付収入1節は、相川、報恩寺、松坂地区に対する土地貸付収入でございます。

2目利子及び配当金は、財産造成基金の利子でございます。

3目基金運用収入は、債権の満期償還によります収入でございます。

2款繰入金は、財源調整のための基金からの繰入れを行ったものでございます。

2款繰越金は前年度の繰越金です。

326ページをお願いいたします。

歳入合計、予算現額1,195万3,000円。収入済額1,200万2,844円であります。

328ページをお願いいたします。

歳出であります。

1款管理費につきましては、管理委員7名に対する報酬等で1節は管理委員の報酬、8節は管理会及び協議会の費用弁償、9節は会長交際費でございます。

2款1項1目一般管理費10節は会議時のお茶代、予算書及び決算書の印刷代でございます。

2目財産管理費12節は、作業道等刈り払い業務の予算を計上いたしておりましたが、歳出はございませんでした。24節は財産造成基金への積立てでございます。

3目諸費18節は町財産区連絡協議会負担金、27節は説明書149ページに記載しております団体に対する助成のため一般会計へ繰り出しを行ったものでございます。

330ページをお願いいたします。

以上、歳出合計、予算現額1,195万3,000円。支出済額1,052万6,773円であります。

332ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。

1、歳入総額1,200万2,000円、2、歳出総額1,052万6,000円、4、翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、3の歳入歳出差引額と5の実質収支額はそれぞれ147万6,000円でございます。

落合財産区特別会計は以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長 (今野善行君)

教育総務課長菊地康弘君。

教育総務課長 (菊地康弘君)

それでは、議案書48ページにお戻り願います。

認定第7号 令和6年度大和町奨学事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和6年度大和町奨学事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付しまして議会の認定をお願いするものでございます。

決算書の337ページをお願いいたします。

成果に関する説明書につきましては150ページとなります。併せてご参照願います。歳入でございます。

1款1項1目利子及び配当金の1節は基金利子です。

2款1項1目教育費寄附金はございませんでした。

3款1項1目奨学事業基金繰入金1節は基金からの繰入金でございますが、全額戻入れを行っております。

4款1項1目繰越金1節は前年度からの繰越金です。

339ページをお願いいたします。

5款1項1目町預金利子はございませんでした。

2項1目奨学費貸付金元利収入1節につきましては、貸付けを行いました奨学金の償還金であり、現年度分32名、滞納繰越分1名、合わせて33名から返還を頂いたものでございます。なお、収入未済額は110万4,500円となり、未納者数は3名でございます。未納者とは定期的に連絡を取り督促を行っております。なお、現在3名の

うち1名が完済しております。引き続き未納額の減少に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、341ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款1項1目事業費の20節は、大学生8名に対して奨学生の貸付けを行ったものでございます。なお、貸付金は大学生が月額3万円となっております。高校生は1万5,000円でございます。

次に、2目事務費でございます。

1節及び8節につきましては、奨学事業審議会2回の開催における委員報酬及び費用弁償です。10節は予算書、決算書の印刷代です。11節は郵便料金です。24節は奨学事業基金へ積立てを行ったものでございます。

次に、343ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。

歳入総額554万円、歳出総額417万4,000円、差引額136万6,000円となり、繰り越す財源がございませんので、実質収支額につきましては136万6,000円であります。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

議長 (今野善行君)

町民生活課長吉川裕幸君。

町民生活課長 (吉川裕幸君)

それでは、議案書49ページをお願いいたします。

認定第8号でございます。

令和6年度大和町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

地方自治法第233条第3項の規定によりまして、令和6年度大和町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付しまして議会の認定をお願いするものでございます。

決算書は344ページからとなります。

成果に関する説明書は151ページをご参照お願いいたします。

決算書348ページをお願いいたします。

歳入でございます。

1款1項後期高齢者医療保険料でございます。

1目特別徴収分は、調定額どおりの収入済額となっております。

2目普通徴収分は、現年度分、滞納繰越分を合わせました徴収率は97.2%となっております。

2款使用料及び手数料は、督促手数料でございます。

3款繰入金は、一般会計繰入金としまして、事務費、人件費のほか、保険料の軽減分に係ります繰入金でございます。

350ページをお願いいたします。

4款繰越金は、前年度からの繰越金。

5款2項1目保険料還付金は、県後期高齢者医療広域連合からの保険料還付金でございます。

続きまして、歳出でございます。

354ページをお願いいたします。

1款1項1目一般管理費は、後期高齢者医療会計の事務に要した費用となり、1節及び8節は保険証年次更新に係りますパートタイム会計年度任用職員の報酬及び通勤手当でございます。10節は事務用品、コピー料等の消耗品費、予算書、決算書の印刷代。11節は保険証等郵送料でございます。

2項1目徴収費は、保険料の徴収事務に要した費用でございます。10節は事務用品、保険料通知書等の印刷代。11節は通知書の郵送料、コンビニ納付、口座振替等に係ります手数料。12節は保険料、納入通知書発送業務の委託料でございます。

356ページをお願いいたします。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金は、県後期高齢者医療広域連合への保険料納付金と保険基盤安定負担金でございます。

3款1項1目保険料還付金は、保険料変更に伴います還付金でございます。

歳出は、以上でございます。

358ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。

歳入総額2億9,709万4,000円、歳出総額2億9,235万8,000円、翌年度に繰り越すべき財源はございませんので、3、歳入歳出差引額及び5の実質収支額は473万6,000円でございます。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

議長 (今野善行君)

都市建設課長江本篤夫君。

都市建設課長 (江本篤夫君)

それでは、議案書50ページをお願いをいたします。

認定第9号 令和6年度大和町吉岡西部土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

地方自治法第233条第3項の規定によりまして、令和6年度大和町吉岡西部土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付しまして議会の認定をお願いするものでございます。

決算書363ページ、364ページをお願いをいたします。

あわせまして、主要な施策の成果に関する説明書につきましては152ページをお願いをいたします。

歳入でございます。

1款2項1目土地区画整理事業負担金は、公共施設管理者負担金でございます。

2款1項1目土地区画整理事業費国庫補助金は、吉岡西部土地区画整理事業及び同事業地内の都市計画道路北四番丁大衡線及び吉岡吉田線の整備に係る国庫補助金でございまして、現年度及び令和5年度繰越分のほか、翌年度への繰越明許費でございます。

3款1項1目一般会計繰入金でございます。

決算書365、366ページをお願いいたします。

繰入金は一般会計からの繰入金でございます。

4款1項1目繰越金は前年度からの繰越金で繰越明許費は翌年度への繰越金でございます。

6款1項1目土地区画整理事業債1節の公共事業等債の現年及び繰越明許費分は、土地区画整理事業、都市計画街路事業等に係るもので、収入済額に収入未済額1億5,320万円は繰越明許費でございます。

決算書367、368ページをお願いをいたします。

2節都市開発事業債は、宅地造成事業等に係るものでございます。

続きまして、決算書369ページ、370ページをお願いをいたします。

歳出でございます。

1款2項1目土地区画整理事業債の10節はコピーワーク等のほか、事務消耗品代、説明用資料印刷製本代でございます。11節は案内状等の送付用の切手代に要した費用でござ

ざいます。12節は土地区画整理事業調査設計等業務に要しました費用でございます。

決算書371、372ページをお願いをいたします。

14節は土地区画整理事業造成工事に係ります費用でございます。21節は区域内農地の休耕、電力移転、建物及び工作物等の移転の補償に要した費用でございます。

2款1項2目22節は償還金でございます。

決算書373ページをお願いをいたします。

実質収支に関する調書でございます。

収入総額14億4,364万7,000円、歳出総額は14億3,213万4,000円、歳入歳出差引額1,151万3,000円、翌年度への繰り越すべき財源としまして繰越明許費繰越額1,122万円となり、実質収支額は29万3,000円となったものでございます。

以上が吉岡西部土地区画整理事業特別会計決算でございます。よろしくお願ひいたします。

議長 (今野善行君)

暫時休憩します。再開は11時5分といたします。

午前10時52分 休憩

午前11時04分 再開

議長 (今野善行君)

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

上下水道課長亀谷 裕君。

上下水道課長 (亀谷 裕君)

続きまして、議案書51ページをお願いいたします。

認定第10号 令和6年度大和町下水道事業会計歳入歳出決算の認定についてであります。

地方公営企業法第30条第4項の規定によりまして、大和町下水道事業会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付しまして議会の認定をお願いするものでございます。

詳細につきましては、決算書374ページ以降の決算報告書でご説明を申し上げます。

事業実施状況につきましては、成果に関する説明書153ページ以降に記載してござ

いますので、併せてご参照願います。

それでは、決算書374、375ページをお願いいたします。

収益的収入及び支出となります。

初めに、収入についてあります。

決算額につきましてのご説明を申し上げます。

1款下水道事業収益の決算額は、1項営業収益で4億5,930万3,287円。2項営業外収益では、4億2,026万6,066円。それらの合計額としまして、8億7,956万9,353円となったものでございます。

続きまして、支出についてあります。

1款下水道事業費用の決算額は、1項営業費用で8億3,136万9,832円。2項営業外費用では4,213万751円。3項特別損失は1万3,660円。これらの合計額といたしまして8億7,351万4,243円となったものでございます。

次に、376、377ページをお願いいたします。

収益的収入及び支出となります。

初めに、収入についてあります。

1款資本的収入の決算額は、1項企業債で1億3,510万円。2項他会計出資金は4,623万8,000円。3項他会計補助金は1億572万8,000円。4項国庫補助金は7,625万5,000円。5項負担金等は受益者負担金、分担金等で80万7,540円。

以上の合計額といたしまして、3億6,412万8,540円となったものであります。

次に、支出についてあります。

1款資本的支出の決算額は、1項の建設改良費といたしまして工事費や委託費のほか、流域下水道建設負担金に要する費用となってございまして、2億834万7,510円。2項企業債償還金は3億3,869万4,090円であり、これらの合計額といたしまして5億4,704万1,600円となったものでございます。

なお、1項建設改良費の9,514万4,990円は、吉岡西部土地区画整理事業関連の雨水管工事及び総合地震対策事業で令和7年で繰越ししてございます。

以上の収支によりまして、資本的収入額が資本的支出額に対しまして不足いたします額、1億8,291万3,060円につきましては、当年度分損益勘定留保資金1億7,807万7,586円及び消費税資本的収支調整額483万5,474円をもって補填したものであります。

続きまして、378ページをお願いいたします。

損益計算書となります。

1、営業収益は（1）使用料、（2）その他の営業収益の合計額で4億1,815万

3,237円。

2、営業費用は（1）管きょ費から記載の（6）減価償却費までの合計額で7億9,887万4,998円となり、営業収益から営業費用を除きました営業損失といたしましては3億8,072万1,761円となったものであります。

3、営業外収益は（1）受取利息及び配当金から記載の（5）賞与引当金までの合計額で4億2,026万644円。

4、営業外費用は（1）支払利息及び企業債取扱諸費及び（2）雑支出の合計額で5,763万1,641円であります。営業外収益から営業外費用を除きました額、3億6,262万9,003円から営業損失を除きました額、1,809万2,758円が経常損失となってございます。

5、特別損失は1万3,660円であり、当年度純損失は経常損失から特別損失を加えた額1,810万6,418円となります。当年度純損失に前年度繰越利益剰余金でございます571万5,588円を除きました額1,239万830円が当年度未処理欠損金となったものであります。

379、380ページをお願いいたします。

剰余金計算書でございます。

前年度末までの残高は、資本金が30億8,392万8,318円。剰余金としましては、資本剰余金は415万6,500円。利益剰余金が1億6,571万5,588円であり、資本金等剰余金の合計でございます資本合計といたしましては32億5,380万406円となってございます。

なお、利益剰余金のうち、前年度で処分した額は議会の議決をいただきました処分金8,000万円で、建設改良積立金に積み立てたため、未処分剰余金といたしましては517万5,588円となったもので、この金額につきまして繰越利益剰余金としたものでございます。

次に、令和6年度の資本金の変動額でございます。

他会計からの出資金は4,623万8,000円であり、当年度資本金変動額はこの金額となりますことから、令和6年度末の資本金残高といたしましては31億3,016万6,318円となったものでございます。

また、当年度剰余金変動額は未処分利益剰余金で、マイナス1,810万6,418円であり、利益剰余金といたしましては1億4,760万9,170円となったものでございます。

そのほか当年度末の剰余金残高は、利益剰余金合計額に資本剰余金合計額の415万6,500円を合わせた額となりまして、年度末資本合計といたしましては、資本金、剰余金を合わせました32億8,193万1,988円となったものでございます。

次に、381ページをお願いいたします。

剰余金処分計算書（案）となります。

議会の議決をいただいた後の欠損金の補填方法を示してございます。

当年度末の未処理欠損金1,239万830円から前年度までの建設改良積立金を取り崩し、補填後の残高額をゼロとするものでございます。

続きまして、382ページをお願いいたします。

貸借対照表となります。

初めに、資産の部です。

資産につきましては、1、固定資産、2、流動資産であり、固定資産は土地建物等の有形固定資産と流域下水道に関する利用権利の無形固定資産となっております。これらの合計額が固定資産合計額となり、104億3,965万808円であります。

また、流動資産は現金・預金などで合計額6億911万3,909円であります。固定資産、流動資産を合計いたしました資産合計は110億4,876万4,717円となってございます。

383ページをお願いいたします。

上の表は負債となります。

負債としましては、3、固定負債、4、流動負債、5、繰延収益となってございまして、固定負債としましては建設改良費等財源の企業債とその他の企業債で合計28億6,474万9,906円。流動負債は企業債、未払金、引当金で合計4億1,709万832円。繰延収益は、長期前受金と長期前受金を収益化しました長期前受金収益化累計額で、合計44億8,499万1,990円となります。これらの負債の合計といたしまして、77億6,683万2,729円となってございます。

下段の表は資本であります。

6、資本金、7、剰余金となります。

資本金としましては固有資本金、繰入資本金の自己資本金でございまして、資本金合計で31億3,016万6,318円。

剰余金は資本剰余金、利益剰余金で合計額1億5,176万5,670円となり、資本合計といたしましては、32億8,193万1,988円となったものでございます。

また、負債と資本の合計額は110億4,876万4,717円でございまして、382ページでご説明申し上げました資産合計額と一致するものとなってございます。

続きまして、384ページをお願いいたします。

現金の収入、支出に関する情報を表示しましたキャッシュフロー計算書となります。

1、営業活動によるキャッシュフローでございます。

当期純損失は379、380ページの剰余金計算書でご説明申し上げました1,810万6,418円。有形・無形固定資産減価償却費の合計額の減価償却費は4億4,371万4,258円のほか、記載の長期前受金戻入及び賞与引当金、未収金の増減額並びに受取利息及び配当金、支払利息等の合計といたしましては、小計で示してございます3億2,310万2,112円となるものでございます。営業活動によるキャッシュフローといたしましては、小計に受取利息及び配当金、支払利息等を合わせました2億8,112万8,031円となるものでございます。

次に、2、投資活動によるキャッシュフローとなります。

有形固定資産の取得による支出、無形固定資産による支出、国庫補助金等の収入のほか、一般会計からの繰入金等による収入でございまして、その合計額は741万1,381円となるものでございます。

その下段は3、財務活動によるキャッシュフローでございます。

企業債の発行、企業債の償還、一般会計からの出資金による収入でございまして、その合計はマイナス1億5,735万6,090円となるものであります。

営業活動、投資活動、財務活動それぞれの合計額が資本増減額となりまして、1億3,118万3,322円。期首残高でございます4億1,930万6,877円に加えました期末残高といたしましては、5億5,049万199円となるものでございます。

次に、385、386、387ページをお願いいたします。

収益費用明細書でございます。

385ページは収益となります。

款、項、目、節、金額をそれぞれ表記してございまして、金額は消費税を除いた金額表記となってございます。

1項営業収益では、1目の使用料は公共下水道事業、農業集落排水事業、戸別合併処理浄化槽事業の下水道使用料でございます。

1項2目その他営業収益の手数料は、排水設備指定工事店の登録等によるもの。同じく事業負担金は、宮城県環境事業公社からの小鶴沢ルート管路等維持管理に係ります負担金でございます。

次に、2項営業外収益1目受取利息及び配当金は預金利子。2目他会計補助金は下水道3事業への一般会計からの繰入金。3目長期前受金戻入は資産取得時に財源といたしました補助金の減価償却見合い分の収益化を図ったものでございます。4目雑収益は排水設備工事、申請用紙代など。5目は賞与引当金戻入で、それらの収益合計といたしましては8億3,841万3,881円となったものでございます。

続きまして、386ページをお願いいたします。

費用となります。

1項営業費用では、1目の管きょ費は公共下水道事業の汚水及び雨水分となります。主なものについてご説明申し上げます。

1節から3節は職員人件費に要するもの。8節は下水道施設に係りました電気料など。9節はマンホールポンプ場設備等の修繕に要したもの。10節は電話料金及び施設管理用通信料。11節は下水道使用料取扱手数料、本管等緊急清掃に要した費用となつたものでございます。13節は水道事業への料金計算事務委託、流域下水道接続点及び特定事業場水質検査業務、下水道管きょ清掃業務などでございます。14節は工事積算システム料。15節は修繕等に係る材料費。16節は日本下水道協会負担金のほか、糸繩マンホールポンプ場の維持管理を大衡村で行ってございまして、大和町分につきまして大衡村へ支払いました負担金。18節は動力費でマンホールポンプ場54か所のポンプの動力に要しました費用でございます。

2目処理施設等費は、農業集落排水事業の宮床クリーンセンター及びマンホールポンプ場18か所に要した費用であります。

1節から3節は職員人件費。7節は宮床クリーンセンター等施設に係る電気料などでございます。8節は宮床クリーンセンター内処理施設及びマンホールポンプ場設備の修繕等。9節は電話料金及び施設管理用通信料。10節は水道事業への使用料取扱手数料などでございます。12節は宮床クリーンセンターの処理施設管理業務及び汚泥引き抜き運搬業務、マンホールポンプ場清掃点検業務などに要した費用でございます。14節は宮床クリーンセンター及びマンホールポンプ場18か所のポンプの動力に要した費用であります。

続きまして、387ページをお願いいたします。

3目浄化槽費であります。

戸別合併処理浄化槽管理に関するものであります。

1節から3節は職員人件費。6節は浄化槽のブロア等設備の修繕。8節は水道事業への使用料取扱手数料及び浄化槽法定点検手数料など。9節は浄化槽保守点検、清掃業務などに要した費用であります。

4目総係費は、貸倒引当金の繰入れに要したもの。5目流域下水道維持管理負担金は吉田川流域下水道維持管理のため大和町分負担金。6目減価償却費の建物工作物、車両、機械器具などの有形固定資産及び無形固定資産の令和6年度分の償却分に要したものでございます。

次に、2項営業外費用は、企業債償還利子及び仮払消費税等に要した費用でございます。3項特別損失は不納欠損等に要しました費用。

以上によりまして、費用の合計といたしましては8億5,652万299円となったものでございます。

続きまして、388、389ページをお願いいたします。

固定資産明細書であります。

上の表は有形固定資産明細書、下の表は無形固定資産明細書となります。

(1) 有形固定資産は記載の種類ごとに整理してございますが、合計額で説明を申し上げます。

令和6年度の年度当初現在高は103億9,881万2,853円。当年度増加額が1億1,260万5,000円。当年度減少額が1,515万円。年度末残高といたしましては104億9,626万7,853円となったものでございます。年度増加といたしましては、マンホール場設備及び感知装置の更新や合併処理浄化槽5基の整備などとなってございます。また、建設仮勘定では、減少分といたしましては令和4年度分の流域関連公共下水道事業計画変更業務及び公共下水道雨水管路施設実施設計によるものでございます。

389ページには、減価償却累計額を示してございますが、年度末現在高から減価償却累計額を除いた額が年度末償還未済高となります。その金額につきましては、93億2,009万9,587円となっているものでございます。

下の表となります、(2)無形固定資産明細書であります。

令和6年度当初現在高は10億8,476万9,301円。当年度増加額が、流域下水道建設負担金によるもの。また、減価償却といたしましては、流域下水道処理場利用権の償却額の減少によるもので、389ページに記載してございます年度末現在高は11億680万8,484円となったものでございます。

続きまして、390ページをお願いいたします。

重要な会計方針に係る事項に関する注記であります。

令和4年度より地方公営企業会計基準を適用してございまして、財務諸表等を作成したものです。

1、固定資産の減価償却の方法、2、引当金の計上方法、3、その他会計に関する書類のための基本となる重要事項につきましては、それぞれ記載の方法等により実施しているものでございます。

391ページをお願いいたします。

4、セグメント情報に関する事項でございます。分割の意味を持ちますセグメン

トといったしましては、下水道事業を公共下水道事業、農業集落排水事業、浄化槽整備事業の3分割にした場合の事業ごとに分けたものとなってございます。なお、セグメントの収益等については事業ごとに記載してございます。

392ページ以降につきましては、企業債の明細書となっているものでございます。政府資金49件、公営企業金融公庫99件、民間資金34件の合計182件となってございまして、それぞれ種類ごとに整理してございますのでお目通しをお願いいたします。

説明につきましては以上でございます。よろしくお願ひいたします。

続きまして、議案書52ページをお願いいたします。

認定第11号 令和6年度大和町水道事業会計歳入歳出決算の認定についてであります。

地方公営企業法第30条第4項の規定により、令和6年度大和町水道事業会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付しまして議会の認定をお願いするものでございます。

詳細につきましては、決算書398ページ以降の決算報告書でご説明を申し上げます。

事業の実施状況につきましては、成果に関する説明書159ページ以降に記載しておりますので、併せてご参照願います。

それでは、決算書398、399ページをお願いいたします。

収益的収入及び支出であります。

初めに、収入についてでございます。

決算額について説明いたします。

1款水道事業収益の決算額は、1項営業収益で8億420万41円。2項営業外収益で2億1,084万6,326円の合計額といたしまして10億1,504万6,367円となっております。

続きまして、支出であります。

1款水道事業費用の決算額は、1項営業費用で9億582万1,487円。2項営業外費用で2,160万7,553円の合計額といたしまして9億2,742万9,040円でございます。

次に、400ページ、401ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出となります。

初めに、収入についてでございます。

1款資本的収入の決算額は、1項企業債で6,720万円。2項出資金で1,310万8,917円。3項補助金は国庫補助金でありまして591万2,000円。それぞれの合計額といたしまして、8,622万917円となったものでございます。

次に支出であります。

1款資本的支出の決算額は、1項建設改良費といたしましては配水管布設事業や維持管理施設の更新事業に要する費用でございまして、1億4,781万8,280円。2項企業債償還金は6,265万7,220円であり、それらの合計額といたしましては、2億1,047万5,502円となったものでございます。

なお、1項建設改良費の4,213万8,000円は、国道457号に係る配水管布設工事、都市計画道路北四番丁大衡線拡幅工事に係る配水管詳細設計のほか、難波・金取南浄水場の浄水施設更新工事に係ります積算等業務費用でございまして、令和7年で繰越しているものでございます。

以上の収支によりまして、資本的収入額が資本的支出額に対し不足いたします額1億2,425万4,585円につきましては、過年度分損益勘定留保資金1億1,107万685円及び消費税資本的収支調整額1,318万3,900円をもって補填したものであります。

次に、402ページをお願いいたします。

損益計算書となります。

1、営業収益では（1）給水収益から（4）その他営業収益までの合計額で7億3,169万8,102円。

2、営業費用は（1）浄配水費から（6）その他営業費用までの合計額で8億4,991万7,172円となり、営業収益から営業費を除きました営業損失といたしましては、1億1,821万9,070円となっているものでございます。

3、営業外収益は（1）他会計補助金から（5）雑収益までの合計額2億845万7,592円。

4、営業外費用は（1）支払利息、（2）雑支出の合計額で1,606万1,760円であります。

営業外収益から営業外費用を除きました額1億9,239万5,831円から営業損失を除きました額7,417万6,761円が経常利益となったものでございまして、当年度の純利益は経常利益と同額となったものでございます。

当年度純利益に前年度繰越利益剰余金でございます577万4,445円を加えました額7,995万1,206円が当年度未処分利益剰余金となったものであります。

続きまして、403、404ページをお願いいたします。

剰余金計算書となります。

前年度末までの残高は、資本金といたしましては32億7,159万3,036円。剰余金としましては資本剰余金が工事負担金等の合計といたしまして1,771万5,000円。利益剰余金が減債積立金、建設改良積立金などの合計で6億3,080万2,373円。資本金と剰余金の

合計でございます資本合計は、39億2,011万409円となってございます。

なお、利益剰余金のうち、前年度で処分した額は議会の議決をいただきました処分金2,000万円で、建設改良積立金に積み立てていたため未処分利益剰余金といたしましては577万4,445円となったものであります。

なお、この金額につきましては、繰越利益剰余金としたものでございます。

次に、令和6年度の資本金変動額であります。

他会計からの出資金は1,310万8,917円であり、当年度末資本金残高としましては32億8,470万1,953円であります。また、当年度剰余金変動額は未処分利益剰余金の7,417万6,760円であり、利益剰余金合計といたしましては7億497万9,134円となったものでございます。また、当年度末の剰余金残高は、利益剰余金合計に資本剰余金合計額の1,771万5,000円を合わせました7億2,269万4,134円となり、年度末資本合計といたしましては資本金剰余金を合わせました40億739万6,087円となったものでございます。

次に、405ページは剰余金処分計算書（案）となります。

議会の議決をいただいた後の利益剰余金の処分方法を示しておるものでございます。繰越利益剰余金に当年度未処分利益剰余金を合わせました当年度末の未処分利益剰余金7,995万1,206円から7,000万円を建設改良積立金として積み立て、処分後の残高額を995万1,206円とし、繰越利益剰余金とするものであります。

次に、406、407ページは貸借対照表となります。

初めに、406ページは資産となります。

資産は固定資産、2、流動資産でございまして、固定資産は土地建物等の有形固定資産。電話加入権、ダム使用権の無形固定資産のほか、有価証券資産となります。固定資産合計といたしまして66億455万2,030円となってございます。流動資産は現金・預金、未収金などで合計で7億1,345万7,901円でございまして、資産合計といたしましては73億1,800万9,935円となります。

407ページをお願いいたします。

上段の表が負債となります。

内訳といたしましては、3、固定負債、4、流動負債、5、繰延収益となります。

固定負債は、建設改良費等の財源に充てるための企業債で10億6,322万3,591円。流動負債は、企業債未払金などで2億217万5,334円。繰延収益は、長期前受金及び長期前受金収益化累計額で20億4,521万4,923円となり、負債全体としましては33億1,061万3,848円となります。

下段につきましては、資本となります。

資本の内訳につきましては、6、資本金、7、剰余金となります。

資本金は、企業開始時の固有資本金、一般会計からの出資金、建設改良積立金等の組入れなどの自己資本金としまして32億8,470万1,953円。剰余金は、資本剰余金、利益剰余金で7億2,269万4,134円。それらの合計となります資本合計といたしましては、40億739万6,087円となっているものでございます。また、負債・資本の合計といたしましては73億1,800万9,935円となり、406ページの資産合計と一致するものでございます。

続きまして、408ページをお願いいたします。

キャッシュ・フロー計算書でございます。

1、営業活動によるキャッシュ・フローでございます。当期純利益は404ページの剰余金計算書で説明を申し上げました7,417万6,761円でございまして、以下、減価償却費、固定資産除却費、長期前受金戻入及び賞与引当金、未収金・未払金の増減額のほか、受取利息及び配当金、支払利息等の合計といたしましては2億4,038万8,735円でございます。その金額に受取利息及び配当金受取額及び支払利息及び支払額を合わせました額2億3,533万83円が営業活動によるキャッシュ・フローとなったものでございます。

2、投資活動によるキャッシュ・フローにつきましては、将来に向けた運営基盤の確立のための資金の状態を示しているものでございまして、有形固定資産の取得による支出及び国庫補助金等による収入の増減を表した金額となってございます。その金額につきましては、マイナス1億6,527万1,705円となるものでございます。

また、3、財務活動によるキャッシュ・フローでは、企業債の発行・償還、一般会計からの出資金の合計で、1,765万1,695円。資金の増減額といたしましては、営業活動、投資活動、財務活動の総額となりまして8,771万73円。期首残高の5億9,192万6,061円を加えました6億7,963万6,683円が期末残高となるものでございます。

次に、409、410、411ページをお願いいたします。

収益費用明細書となります。なお、記載の金額については、消費税を除いた金額でございます。

初めに、収益であります。

1項営業収益では、1目給水収益の水道料金は6億4,402万4,799円。2目受託工事収益は舞野地区水路整備に係る水管移設に要した受託工事収益。3目加入金は水道加入金。4目その他営業収益の1節はコードカバー・メーターカウンターなどの売却

代。2節は設計審査手数料、開栓手数料など。3節は下水道使用料などの徴収業務受託費及び消火栓維持管理費となってございます。

次に、2項営業外収益の1目他会計補助金は、一般会計からの補助金でございます。基本水量の留保水量見合い分や旧簡易水道事業に係る維持管理費などでございます。2目受取利息及び配当金は、預金利子や有価証券などの配当金。3目開発者負担金は、22件の宅地開発やアパート建築による開発負担金。4目長期前受金戻入は、資産取得時に財源といたしました補助金などを減価償却に対して収益化したもの。5目雑収益1節は配水管などの第三者による漏水事故などによる修繕益。2節は東京電力放射能検査費用賠償金及び窓口におけるコピー代などでございます。収益の合計といたしましては9億4,015万5,694円でございます。

410ページをお願いいたします。

費用でございます。

1項営業費用では、1目浄配水費の主なものでございますが、1節から5節は会計年度任用職員の報酬及び職員人件費。8節は電話料金、監視用テレメーター専用回線料などでございます。10節はメーター検針、水質検査費用、検満メーター交換業務などに要しました費用。12節は水道施設に係ります電気料金。13節は宮床2号ポンプ場ほか4か所のポンプ場などの動力電気料。15節は配水管及び各種水道施設の修繕に要しました費用。16節は宮城県大崎広域水道から受水した351万5,900立米の受水料金。18節は工事積算システム等の利用に要しました費用であります。

2目受託工事費は、舞野地区水路整備に係る水道管移設工事に要しました費用であります。

411ページをお願いいたします。

3目総係費1節は水道事業運営審議会の委員報酬。2節は森林審議会委員の費用弁償など。4節は日本水道協会への負担金に要しました費用であります。5節は水道事業庁舎の宿日直業務に要しました費用。9節は配水管の橋梁添架に要しました借上料。10節は貸倒引当金の繰入れであります。

4目減価償却費1節は建物構築物、車両機械器具などの有形固定資産。2節はダム使用権等の無形固定資産の令和6年度分に係る償却費。5目資産減耗費1節は棚卸資産の減耗費でございます。6目その他営業費用はコードカバー及びメーターカウンターなどの貯蔵品の売却原価でございます。

次に、2項営業外費用は、1節は企業債利息及び2節は雑支出に要しました費用となってございます。

以上の費用といたしまして、合計8億6,597万8,933円となったものでございます。

次に、412、413ページは固定資産明細書でございます。

406ページの試算でもご説明申し上げましたが、資産には有形・無形の2種類の固定資産となってございます。

初めに、有形固定資産でございます。

記載の土地から建設仮勘定までを種類ごとに整理してございます。合計額につきましてご説明申し上げます。

令和6年度当初現在残高は108億988万3,757円。当年度増加額が2億5,584万6,069円。当年度減少額が926万159円でございまして、当年度末現在高といたしましては110億5,646万9,667円となっているものでございます。

続きまして、413ページは減価償却累計額、年度末償却未済高でございます。

減価償却累計額は当年度増加額では2億3,765万317円。減少額は24万7,151円でございまして、累計といたしましては52億9,919万2,938円となっているものでございます。また、年度末現在高から減価償却累計額を除きました額57億5,727万6,729円が年度末償却未済高となるものでございます。

次に、無形固定資産についてでございます。

412ページ下段となります、令和6年度当初現在高は電話加入金、ダム使用料の合計で37万4,016円。

413ページをお願いいたします。

当年度減価償却はダム使用権で3万1,711円となり、年度末残高といたしましては34万2,305円となったものでございます。

続きまして、414ページをお願いいたします。

重要な会計方針に係る事項に関する注記であります。

1、資産の評価基準及び評価方法など、それぞれ記載の方法によりまして実施しているものであります。

415ページ、416ページをお願いいたします。

企業債の明細書となってございます。

企業債は、政府資金20件、公営企業金融公庫25件、民間資金1件の合計46件でございまして、それぞれ種類ごとに整理してございますので、お目通しをお願いいたします。

説明は、以上となります。よろしくお願ひいたします。

議長 (今野善行君)

以上で、認定第2号から認定第11号までの説明を終わります。

日程第12 「報告第19号 令和5年度大和町健全化判断比率及び資金不足比率の報告について」

議長 (今野善行君)

日程第12、報告第19号 令和6年度大和町健全化判断比率及び資金不足比率の報告についての報告を求めます。財政課長佐々木克敏君。

財政課長 (佐々木克敏君)

それでは、議案書の53ページをお願いいたします。

報告第19号 令和6年度大和町健全化判断比率及び資金不足比率の報告でございます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和6年度決算に基づきます健全化判断比率及び資金不足比率につきまして、別添の監査委員の意見を付しましてご報告申し上げます。

この健全化判断比率の算定対象につきましては、町で管理しております公営企業を含む全ての会計及び関係する一部事務組合分も含めまして比率を算定するものでございます。

ページの中ほどの1の健全化判断比率をご覧ください。

表の左側に実質赤字比率から縦に全部で4つ項目がございます。実質赤字比率と連結実質赤字比率につきましては、令和6年度決算では赤字がございませんでしたのでハイフンでの表示となっております。

次の実質公債費比率は3.0%であります。昨年度は2.6%でしたので、0.4ポイント上昇しております。なお、この数字が低いほど健全という指標になります。

最後の将来負担比率は、将来負担額に対しまして充当可能財源が上回っております。平成25年度以降はハイフンの表示となっております。

表の右側にございます早期健全化基準につきましては、ここに記載された数値を超えますと、いわゆるイエローカードという扱いになります。その右側の財政再生基準の数値を超えるとレッドカードに相当するものでございます。

次に、2の資金不足比率でございますが、本町の場合、水道事業会計のほか2つの

会計が対象となっておりますが、いずれも資金不足は生じていない状況でありますのでハイフンの表示となっております。なお、別冊で用意いたしました令和6年度大和町健全化判断比率及び資金不足比率に関する説明資料に算定方法等を記載いたしておりますので、ご参照いただければと存じます。

以上、報告とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

議長 (今野善行君)

以上で、報告第19号の報告を終わります。

暫時休憩します。

再開は、午後1時からとします。

午前1時52分 休憩

午後 1時00分 再開

議長 (今野善行君)

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

続きまして、令和6年度大和町歳入歳出決算審査並びに令和6年度財政健全化審査及び経営健全化審査の報告を監査委員に求めます。代表監査委員内海義春君。

代表監査委員 (内海義春君)

監査委員を代表いたしまして、令和6年度大和町各種会計歳入歳出決算審査並びに大和町財政健全化等審査の結果につきまして、ご報告をさせていただきます。

令和6年度大和町各種会計決算審査意見書、大和町財政健全化等審査意見書の1ページをお願いいたします。

初めに、令和6年度大和町歳入歳出決算審査意見についてであります。

地方自治法第233条第2項、第241条第5項及び地方公営企業法第30条第2項の規定によりまして、審査に付されました令和6年度一般会計、各種特別会計歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書並びに令和6年度基金運用状況報告書を審査いたしましたので意見を提出するものであります。

2ページをお願いいたします。

第1、審査の対象であります。

令和6年度大和町一般会計決算並びに大和町国民健康保険事業勘定特別会計決算から、大和町吉岡西部土地区画整理事業特別会計決算までの8つの特別会計と大和町下水道事業会計決算並びに大和町水道事業会計決算であります。

第2の審査の期間であります。

令和6年度一般会計決算につきましては、7月3日から8月5日までの間の17日間、各種特別会計決算につきましては7月7日から7月29日までの5日間、各種基金運用状況につきましては7月3日から7月29日までの5日間、財産に関する調書につきましては7月7日、下水道事業会計決算及び水道事業会計決算につきましては7月31日に審査をいたしました。

第3、審査の結果であります。

審査に付されました令和6年度各種会計決算につきましては、決算の計数に誤りはなく、歳入の確保の努力、歳出の効率性が保持されており、書類も整備されており、会計経理は全般的に見て妥当と認定をいたしました。

続きまして、3ページをお願いいたします。

第4、決算の概要と意見の総括であります。下水道事業会計、水道事業会計を除きます一般会計と8つの特別会計で見ますと、歳入におきましては予算現額246億9,155万1,000円、調定額247億500万5196円に対しまして、収入済額238億5,787万3,684円で、収入未済額は8億3,577万5,669円となっております。認定いたしました不納欠損額は1,135万5,843円で、いずれも合法的な手続が取られておりますので、やむを得ないものと認めたところでございます。

4ページをお願いいたします。

本町の財政運営につきましては、一般会計の収入済額173億6,511万3,000円のうち、町税は前年度より1億5,189万8,000円増の63億5,786万円となっております。これは町税が前年度より3億1,124万5,000円の減額となったものの、固定資産税が4億5,261万8,000円の増額になったことによるものであります。

また、地方交付税は普通交付税が前年同様に不交付となりましたが、特別交付税は除融雪等に要する費用等が増加したことによりまして8,315万6,000円増の1億9,522万5,000円となり、震災復興特別交付税は2億2,381万8,000円減の3億418万1,000円となりました。

地方交付税の合計額は前年度と比較いたしまして、1億4,066万2,000円減の4億9,940万6,000円となっております。

財源確保のための繰入金は、財政調整基金及び特定防衛施設周辺整備調整交付金事業基金等から繰入れを行いまして、前年度より2億2,465万円増の10億5,801万4,000円となりました。

また、財政調整基金をはじめとします基金積立金残高は5億6,100万4000円減の55億149万9,000円となっております。

今後、各種施設の更新、維持管理などに要する経費が見込まれますことから、財源の重点的かつ効率的な配分を念頭に各種事業の遂行に全力を尽くすとともに、経費の節減合理化にさらなる努力をお願いいたします。

町債は、21億7,720万円となり、吉岡小学校改築事業に伴う学校教育施設等整備事業として13億140万円を借り入れたほか、法人町民税の減収分を補うため減収補填債2億9,170万円を借り入れたことなどによりまして、前年度から8,940万円の増となっております。施設更新による財政への負担を踏まえつつ、法人町民税が増減を繰り返す状況を見極め、中長期的な視点を持ち必要となる財源の確保を図ることが強く求められます。

以上の結果、令和6年度会計は一般会計と8つの特別会計で歳入予算総額246億9,155万1,000円、調定額247億500万5,000円、収入済額238億5,787万4,000円で、予算対比96.62%、調定対比96.57%であり、歳出におきまして、支出済額が230億6,467万4,000円となり、予算現額に対する執行率は93.41%となりました。

5ページをお願いいたします。

一般会計におきまして繰越明許費6億7,807万1,000円が翌年度に繰り越されております。これは主に物価高騰対応非課税世帯生活臨時給付金において申請期間に時間を要することや県が実施しております鶴巣地区農業環境整備事業に係る排水樋管改修事業などで関係者との協議に時間を要したものであります。また、町内小中学校特別教室等への空調施設整備に当たり、技術者不足により入札不調が続き年度内完了が困難となったものであります。やむを得ないものと認めました。

以上の結果、令和6年度決算につきましては、一般会計、特別会計ともに適正に執行されたものと認めました。

続きまして、町債の現在高につきましては、前年度と比較いたしまして普通会計で17億9,484万6,000円増、下水道事業会計で2億359万4,000円の減、水道事業会計で454万3,000円の増となっております。

本町の実質公債比率は3.0%となっております。全会計を合計した起債残高は前年度より15億9,579万5,000円の増となり、総額で125億6,861万6,000円となっておりま

す。

町債の償還につきましては、後年度の義務的経費の増加を招きますので、長期的な視点に立った財政見通し並びに償還計画に沿った中での運用に、なお一層の留意をお願いいたしますものであります。

次の2)一般会計の(1)財政の概要からにつきましては、大変恐縮でございますが、後ほどお目通しをお願いいたします。

次に、財政健全化法に係ります審査意見につきましてご報告をいたします。

44ページをお願いいたします。

令和6年度財政健全化法に係る審査意見についてであります。

地方公共団体の財政健全化に関する法律第3条及び22条の規定によりまして、審査に付されました令和6年度財政健全化判断比率及び公営企業に係る資金不足比率につきまして審査いたしましたので、次のとおり意見を提出するものであります。

45ページをお願いいたします。

令和6年度財政健全化審査及び経営健全化審査意見書であります。

1、審査の概要でございます。

町長より提出されました健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定基礎となる事項を記載いたしました書類が、適正に作成されているかどうかを主眼として実施をしたものであります。

2、審査の結果につきましては、総合意見であります。

審査に付されました下記の健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められます。

46ページをお願いいたします。

次に、個別の意見であります。

実質赤字比率につきましては、令和6年度の決算は黒字となっておりまして、実質赤字比率には該当いたしません。黒字の比率は4.06%と適正な比率となっております。

連結実質赤字比率につきましては、令和6年度は黒字となっており、連結実質赤字比率には該当いたしません。その黒字の比率は17.76%と適正な比率となっております。

実質公債費比率につきましては、令和6年度は3.0%となっており、早期健全化基準の25.0%を下回っており、良好な比率となっております。

将来負担比率につきましては、令和6年度は該当なしとなっており、前年度同様に良好であります。

資金不足比率につきましては、令和6年度は水道事業会計が5億7,508万5,000円、下水道事業会計が4億6,990万6,000円の基金余剰額があり、また、吉岡西部土地区画整理事業特別会計におきましても、基金不足比率には該当いたしません。よって、いずれも資金不足の状況にはなく、良好な状態にあると認められます。

以上のことから、改善を要する事項につきましては、特に指摘すべき事項はありません。

報告は、以上となります。どうぞよろしくお願ひいたします。

議長 (今野善行君)

ただいま代表監査委員から報告をいただきました。

監査委員報告についての質疑は、決算特別委員会の最終日に行う予定となっておりますので、ご了承願います。

決算特別委員会の設置について

議長 (今野善行君)

お諮りします。

ただいま議題となっております認定第1号から認定第11号までについては、議長を除く全員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。したがって、認定第1号から認定第11号までの各種会計歳入歳出決算については、議長を除く全員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定しました。

ただいま決算特別委員会が設置されましたので、ここで委員長及び副委員長を選任します。

委員長、副委員長選任のため、暫時休憩します。

午後 1時15分 休憩

午後 1時16分 再開

議長 (今野善行君)

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

決算特別委員会の委員長及び副委員長が選任されましたので報告をします。

委員長に堀籠日出子議員、副委員長に今野信一議員が選任されました。

お諮りします。

決算特別委員会による決算審査及び議事の都合により、9月6日から9月15日までの10日間、本会議を休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。したがって、9月6日から9月15日までの10日間を休会とすることに決定しました。

お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

再開は、9月16日の決算特別委員会終了後とします。

大変お疲れさまでした。

午後 1時17分 延 会